

北 空 水 総 号
令和 2 年 8 月 7 日

北空知広域水道企業団
議会議長 小 峯 聡 様

北空知広域水道企業団
企業長 深川市長 山下 貴 史



令和元年度北空知広域水道企業団水道用水供給事業決算における資金
不足比率について

令和元年度北空知広域水道企業団水道用水供給事業決算における資金不足比率を別紙の
とおり監査委員の意見を付けて報告します。

令和元年度北空知広域水道企業団 水道用水供給事業資金不足比率報告書

北空知広域水道企業団
企業長 深川市長 山下 貴史

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定による令和元年度決算における資金不足比率算定の結果は以下のとおりです。

水道用水供給事業会計(公営企業法適用企業)

年 度	資 金 不 足 比 率		財 政 健 全 化 法		(参考)地方債許 可制移行基準
		増 減	早期健全化比率	財政再生基準	
元	—%	—	20%以上		10%以上

令和 2 年 7 月 1 日 報告

北空知広域水道企業団
企業長 深川市長 山下 貴史 様

令和元年度北空知広域水道企業団水道用水供給事業資金不足比
率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定による令和元年度決算における資金不足比率の審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度北空知広域水道企業団 水道用水供給事業資金不足比率審査意見書

北空知広域水道企業団監査委員 金山 泰明
同 赤藤 敏仁

(1) 審査期日及び場所

令和 2 年 7 月 1 日 北空知広域水道企業団事務局

(2) 審査の要領

資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に基づいて指標の算出過程に適切な算定要素が用いられているか、計算に誤りがな
いか、算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか、客観的事実の妥当性
を判断した上で指標の算定を行う場合において公正な判断が行われているかどうか
について重点を置き審査した。

(3) 審査の結果

審査に付された関係諸表は、適法にして正しいものと認められる。

(4) 監査委員の意見

資金不足が生じていないことから資金不足額は0であり、良好な資金保有状況と
判断される。なお、本年度の決算審査意見書でも述べたとおり、今後は、留保され
た資金を有効的に活用し、施設や設備の計画的な整備を進め、長期的な視点に立っ
た収支バランスの確保、及び次世代への負担の軽減を図りながら、引き続き安全・
安心な水道水の安定供給と健全な経営に努められたい。

(5) 是正事項等について

特に指摘する事項はない。

令和元年度健全化判断比率等の算出・審査について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月制定）に基づき、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上の場合には財政再生計画を定めなければならない。

- 実質赤字比率
- 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- 実質公債費比率
- 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに次の比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

- 資金不足比率

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	取 組 内 容
地方債	都道府県	2.5%	—	18%			地方債協議→許可制移行 (参考)
	市町村	2.5-10%					
	公営企業毎						
早期健全化段階	都道府県	3.75%	8.75%	25%	400%		①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て公表、計画決定時に、外部監査を受ける。 ②計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表。 ③早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣から必要な勧告を受ける。
	市町村	11.25～15%	16.25～20%		350%		
	公営企業毎				20%		
財政再生段階	都道府県	5%	15%	35%	—	—	①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て公表、計画決定時に、外部監査を受ける。 ②都道府県は、総務大臣に協議し同意を求めることができる。 ※同意なし→地方債起債制限。 ※同意あり→収支不足を振替える起債が可能。 ③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣から予算の変更等が勧告される。
	市町村	20%	30%				
	公営企業毎						

北空知広域水道企業団の資金不足比率の算出について

○資金不足比率(公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率) 0%

※ 流動資産の額が流動負債の額を上回る場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第16条において準用する第3条第1項第1号の規定による資金の不足額は、0となる。また、資金不足比率報告書には「-%」と記載する。

水道用水供給事業会計(公営企業法適用企業)

年度	資金不足比率	財政健全化法		(参考)地方債許可制移行基準
		増減	早期健全化比率	
元	-%	-	20%以上	10%以上

【算式】

(単位:千円)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(注2)}}{\text{事業の規模(注1)}}$$

(注1) 事業の規模

$$\begin{aligned} \cdot \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\ &= 357,991 - 0 = 357,991 \text{千円} \end{aligned}$$

(注2) 資金の不足額

$$\cdot \text{資金の不足額} = A + B - C - D$$

(〔流動負債〕-〔控除企業債等〕-〔控除未払金等〕-〔控除額〕-〔PFI建設事業費等〕)

+ (〔算入地方債の現在高〕- (〔流動資産〕-〔控除財源〕-〔控除額〕)

(〔50,311〕-〔38,684〕-〔0〕-〔0〕-〔0〕)

+ (〔0〕- (〔566,686〕-〔0〕-〔0〕)) = -555,059千円【剰余】

A: 流動負債の額-控除未払金等-控除額*

.流動負債の額: 令和元年度決算における流動負債の額

.控除企業債等: 令和元年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

.控除未払金等: 令和元年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和2年度に地方債を起すこととしているもの又は他の会計から長期借入金をすることとしているものの額

.控除額: 連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計(一般会計又は法非適用会計等)との間で生じる重複額(2(1)④参照)

.PFI建設事業費等: 令和元年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)に係るものの額

B: 算入地方債の現在高

.算入地方債の現在高: 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和元年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

C: 流動資産の額-控除財源-控除額

.流動資産の額: 令和元年度決算における流動資産の額

.控除財源: 令和元年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和2年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和元年度に収入された部分に相当する額

.控除額: 連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計(一般会計又は法非適用会計等)との間で生じる重複額(2(3)③参照)

D: 解消可能資金不足額

(A+B-C>0であれば算入。ただし、この場合において、A+B-C-D<0となるときはA+B-C-D=0とする。)